NEWS RELEASE
Chugoku Transport & Tourism Bureau

人と物の移動を見つめ支えます
国土交通省中国運輸局

令和8年11月13日

# タクシー事業者に対して行政処分を実施しました
# 【事業用自動車の使用停止１６０日車＋６０日車】

岡山運輸支局は、岡山県の一般乗用旅客自動車運送事業者である東和タクシー株式会社本社営業所に対し、令和6年8月2日に重傷事故を惹起した運転者が、運転免許停止期間中であったとの報道がなされたことを端緒として、令和6年11月8日及び同年12月26日に一般監査を実施しました。また岡山運輸支局では、当該営業所で使用する事業用自動車を令和7年2月18日より3日間、車検切れの状態で運行していたとの自主申告を受け、令和7年3月5日に再び一般監査を実施しました。

監査の結果、道路運送法等関係法令に違反する事実が認められたことから、中国運輸局では同法第40条の規定に基づき当該営業所に対して下記のとおり一般乗用旅客自動車運送事業の事業用自動車（タクシー）の使用停止処分を命じました。

当局では、輸送の安全を確保するために、引き続き運送事業者を指導監督し、法令順守の徹底に努めます。

【行政処分の内容】

１　行政処分年月日　：　令和8年11月13日　（処分権者　中国運輸局長　上田（うえだ）　大輔（だいすけ））

２　事　業　者　名　：　東和タクシー株式会社（代表取締役　梶川（かじかわ）　信和（のぶかず））
（法人番号　4260001004722）
住　　所　：　岡山県岡山市北区東古松２丁目１０番５３号
処分対象営業所　：　本社営業所（岡山県岡山市北区東古松２丁目１０番５３号）

３　行政処分の内容　：　・無免許事故端緒
事業用自動車の使用停止　160日車
（13両×11日間、1両×17日間）
停止期間　　令和8年11月13日から11月23日及び29日まで
・無車検運行端緒
事業用自動車の使用停止　60日車
（6両×10日間）
停止期間　　令和8年11月24日から12月3日

４　違　反　の　内　容　：　別紙のとおり

５　違反点数付与状況　：　16＋6＝22点（累積点数：22点）

【問い合わせ先】
中国運輸局　自動車運送事業安全監理室
担当　：　田中（たなか）、福江（ふくえ）
TEL　：082－228－3460

岡山運輸支局　自動車運送事業監査室
担当　：櫻井（さくらい）、國安（くにやす）
TEL　：086－286－8122

別　紙

【違反の内容】　無免許事故端緒

1. 運転者の要件を備えない者に事業用自動車を運転させていた。
（道路運送法第25条）

2. 運転者に対して過労運転を防止するための措置が適切に行われていなかった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第1項）

3. 疾病のおそれのある乗務員を運行の業務に従事させていた。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第21条第5項）

4. 点呼の記録の記載事項に不備があった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第24条第5項）

5. 業務の記録の記録事項に不備があった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第25条第3項）

6. 乗務員等台帳の記載事項等に不備があった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第37条第1項）

7. 運転者に対する適切な指導及び監督が行われていなかった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

8. 運転者に対する指導及び監督を行った旨の記録の記載事項等に不備があった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第1項）

9. 特定の運転者に対する特別な指導が行われていなかった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項）

10. 特定の運転者に対し適性診断を受診させていなかった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項）

11. 整備管理者に研修を受講させていなかった。
（道路運送法第27条第3項）
（旅客自動車運送事業運輸規則第46条）

12. 事故報告規則に該当する事故を届出ていなかった。
（道路運送法第29条）

別　紙

【違反の内容】　無車検運行端緒

1．有効な自動車検査証の交付を受けていない事業用自動車を運行の用に供していた。

（道路運送法第27条第3項）

（旅客自動車運送事業運輸規則第45条）

（道路運送車両法第58条第1項）